

三川町定員適正化計画

(平成23年度～平成27年度)

平成23年2月

山形県 三川町

目 次

第1章 計画策定の趣旨	1
-------------	---

第2章 定員管理の現状と課題

1 定員管理の状況について	1
2 年齢構成の状況について	2
3 人件費の状況について	2

第3章 今後の定員管理

1 定員管理の基本的な考え方について	3
2 定員適正化の目標について	3
3 今後の取り組みについて	4
4 人員配置計画表	5

第1章 計画策定の趣旨

少子高齢社会の到来や地方分権の進展に伴う地方公共団体の権限拡大など、地方公共団体を取り巻く環境は大きく変化しています。

また、国、県をはじめ歳入が大幅に減収する一方、行政需要はますます増大しており、本町においても安定的な行政サービスを今後とも継続して維持していくためには、さらなる行財政改革が求められています。

このため、本町では新たな行財政改革の指針となる「三川町行財政改革プラン（第5次三川町行財政改革大綱）」が策定され、各分野において社会経済情勢の変化に対応した行財政運営の取り組みを実施することとしています。

特に、増大する行政需要に対応しながら質の高い行政サービスを効果的かつ効率的に提供していくためには一層の行政体制の整備が不可欠であり、その人的要因の根幹である職員体制の整備については、その指針となる定員適正化計画を改めて策定する必要があります。

そこで、前計画が平成22年度をもって終了することから、平成23年度を初年度とする新たな計画を策定し、定員の適正化を引き続き推進していくものです。

第2章 定員管理の現状と課題

1 定員管理の状況について

平成18年2月（平成20年3月一部改定）に策定した本町の定員適正化計画については、同じく取り組んできた集中改革プランである新三川町行財政改革大綱を推進しながら、計画的にその実現を図ってきました。

しかし、この間、いわゆる団塊の世代の退職者数の増加も含め各年度において退職者に対応した新規採用に配慮してきたものの、厳しい財政事情と行財政改革の観点から職員の増員を極力抑制してきたことに加え、近年は勧奨退職制度の利用が多くなっている状況にあります。

この結果、平成22年度当初の職員数は目標の96人より少ない93人となり、平成18年度当初（100人）と比較すると7人、率にして7%の削減となりました。

◎職員数の推移

年度		平18	平19	平20	平21	平22	過去5年 削減数の 累計
職員数	目標	100	98	97	97	96	
	実績	100	98	97	95	93	
削減数実績 (前年度との比較)		0	-2	-1	-2	-2	-7

※職員数＝一般職の人数（一般行政職・指導主事・保健師・保育士・調理師・業務員の人数。ただし、教育長は含まない。）特に注釈無い場合は本計画において同じ。

2 年齢構成の状況について

現在の年齢別職員数の状況は、35歳から39歳の年齢層に属する職員が極端に多く、比較的バランスのとれた40歳代の年齢層をはさみ、50歳以上の年齢層が次に多くなっています。その反面、29歳以下の若年層については職員採用数を抑えてきた経過からやや少ない状況となっています。

このため、将来においても各年度における職員数の確保に支障を来さないよう計画的に年齢構成の平準化を図っていく必要があります。

◎年齢別職員数

(平成23年2月現在)

区分/人数	5	10	15	20	25
24歳以下	5				
25～29歳	7				
30～34歳	9				
35～39歳	21				
40～44歳	11				
45～49歳	11				
50～54歳	15				
55歳以上	14				

3 人件費の状況について

前計画の当初年度である平成18年度と昨年度との普通会計における決算額を比較した場合、全体の人件費で77百万円の減、うち職員給においては76百万円の減といずれも大幅な減少となっています。

これは、職員数の減と併せ、各年実施された給与等の見直しさらには特別職の定数減や一部業務の民間委託化等などにより全体の人件費の減少につながったものであり、今後も経常経費である人件費の縮減を図りながら財政の健全化に努めていく必要があります。

◎人件費（普通会計）の推移

(単位：百万円)

年度/金額	700	750	800	850	(参考) 職員数
18年度	(うち職員給 528) 830				100
19年度	(うち職員給 522) 821				100
20年度	(うち職員給 502) 800				97
21年度	(うち職員給 452) 753				95

資料：地方財政状況調査

第3章 今後の定員管理

1 定員管理の基本的な考え方について

総務省が示している類似団体別職員数（一般行政部門）との比較においては、直近の数値で、4人少ない状況となっており、実際の事務執行上からも現在の職員数の大幅な削減を行うことは大変難しい状況にあるものといえます。

また、地方分権の進展等により地方公共団体の行う事務については、これまで以上に専門化、高度化していくことも予想されます。

しかし、財政状況など本町を取り巻く情勢は依然として厳しいことから一層の行財政改革を進めていく必要があります。

したがって、今後の定員管理においては、一般行政部門の職員数を確保しつつ全体の職員数の抑制を図ることが必要と考えられます。

- (1) この定員適正化計画の計画年次は、平成23年度から平成27年度までの5年間とします。
- (2) 定員適正化の対象とする部門は、一般行政部門に限定せず全ての部門とします。
- (3) 職員採用にあたっては、将来にわたり職員の年齢構成の偏りがないうよう平準化に努めるものとします。
- (4) 国の法令改正等職員定員に関する制度改正が生じた場合は、速やかに現計画を見直し、積極的な定員管理に努めるものとします。

2 定員適正化の目標について

前計画期間における職員数の推移並びに総務省の指標を参考とし、平成27年4月1日における全体の職員数を、平成22年4月1日現在の93人から2人減（2%減）である91人以内とすることを目標とします。

なお、各部門における職員数については、社会経済情勢の変化に応じた行政需要に迅速かつ効率的に対応するため、定員適正化の趣旨を踏まえながら随時見直しを行うものとします。

◎今後の採用・退職の見込み

区分 \ 年度	平 22	平 23	平 24	平 25	平 26	平 27	計 (平 23~27)
前年度退職職員数	5	4	1	4	2	3	14
当該年度採用者数	3	3	2	3	1	3	12
増 減	-2	-1	1	-1	-1	0	-2
年度当初職員数	93	92	93	92	91	91	

3 今後の取り組みについて

本計画の目標実現のため、次のような取り組みを行います。

(1) 組織機構の見直し

事務の統廃合、一元化を図るとともに重点施策を積極的に推進するため、効率的で柔軟性の高い組織運営体制の構築をめざします。

(2) 事務事業の見直し

行政評価システム等を活用しながら、既存の事務事業については廃止を含む見直しを行うとともに、新規事業については、その効果を慎重に見極めながら設定します。

(3) 民間委託等の推進

民間委託が可能な事務事業については、指定管理者制度の活用等も含めて積極的にその導入を図るとともに、競争原理に則った公共サービス提供のあり方についても検討していきます。

(4) 多様な雇用形態の活用

時期的に集中する業務等で、民間委託等ができない業務については、臨時的任用等各種雇用形態の活用により臨機応変に対応します。また、専門的知識や技術を要する業務については、その資格等を有する民間の人材の活用に努めます。

(5) 協働のまちづくりの推進

公共公益活動における多様な活動主体と協働のまちづくりを推進し、事務事業の効率化に努めます。

(6) 勸奨退職制度の活用

定年前勸奨退職制度を引き続き実施し、組織の新陳代謝を図りながら年齢構成の適正化をめざします。

(7) 優秀な人材の確保

統一採用試験並びに人物評価重視の観点からの面接試験等の実施により、優秀な人材の確保に引き続き努めるとともに、募集年齢制限枠の見直しや民間企業等経験者からの中途採用など多様な人材の確保についても併せて検討していきます。

(8) 人材育成と意識改革

地方分権の進展等に対応するため、職員の政策形成能力や専門能力の向上を図る各種研修を引き続き実施するとともに、派遣研修や相互交流などを通じ幅広い視野を養う人材の育成に努めます。

また、能力評価と実績評価を含む人事評価制度の導入を検討し、職員の意識改革や意欲の醸成を図ります。

4 人員配置計画表

(1) 地方公共団体の概況

区 分	住民基本台帳人口(人) (3月31日)	類似団体別職員数との比較 (一般行政) 類型Ⅱ-1			
		本町(4月1日) 職員数(人)	類似団体 修正値(人)	超過数(人)	超過率(%)
		A	B	C(A-B)	C/A
平成18年	7,850	68	70	-2	-2.9
平成19年	7,786	68	70	-2	-2.9
平成20年	7,748	66	68	-2	-3.0
平成21年	7,714	63	67	-4	-6.3

(2) 部門別職員数の推移と計画 (各年4月1日)

(平23~平27は計画)

区 分 部 門		職 員 数 (人)									
		平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27
福祉関係を 除く一般行政	議 会	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	総 務	18	18	22	20	18	17	17	17	17	17
	税 務	9	9	7	7	7	7	7	7	7	7
	労 働										
	農林水産	8	8	7	6	7	7	7	7	7	7
	商 工	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2
	土 木	5	5	3	3	2	3	3	3	3	3
	小 計	44	44	42	40	38	38	38	38	38	38
福祉関係	民 生	17	17	17	16	17	17	18	18	18	18
	衛 生	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
	小 計	24	24	24	23	24	24	25	25	25	25
一般行政計		68	68	66	63	62	62	63	63	63	63
特別行政	教 育	26	24	24	25	25	25	25	24	23	23
	警察・消防										
	小 計	26	24	24	25	25	25	25	24	23	23
公営企業等	病院・水道・交通										
	下 水 道	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2
	そ の 他	4	4	5	5	4	4	4	4	4	4
	小 計	7	7	8	8	7	6	6	6	6	6
①総合計		101	99	98	96	94	93	94	93	92	92
②教育長を除く職員数		100	98	97	95	93	92	93	92	91	91
③前年度退職(予定)者数		1	2	4	5	5	4	1	4	2	3
④当該年度採用(予定)者数		1	0	3	3	3	3	2	3	1	3

注：「①総合計」及び「特別行政 教育」欄には各年、教育長1名を含む。

資料：地方公共団体定員管理調査個別団体表